

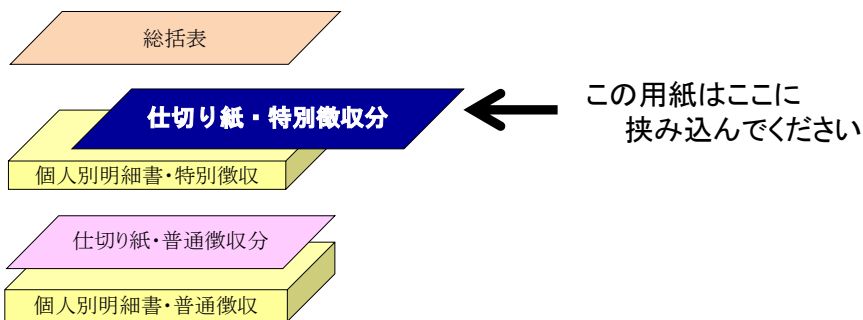
仕切り紙・特別徴収分

給与から市民税・県民税を差引きする人

所得税を源泉徴収する義務のある事業所等は、地方税法及び市税条例の規定により、原則、住民税の特別徴収が義務付けられています。特別徴収できない適正な理由がなく、事業所や本人の希望により普通徴収にすることはできません。

給与支払報告書(個人別明細書)は、仕切り紙で徴収区分を明確にして提出してください。区分が明確でない場合は、原則、特別徴収となります。

- 乙欄該当の方を特別徴収とする場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に「特別徴収」と朱書きで記入し、特別徴収に区分してください。
- 特別徴収を予定されていた方が、給与支払報告書提出後、退職等により特別徴収できなくなった場合は、すみやかに給与所得者異動届出書を提出してください。



仕切り紙・普通徴収分

給与から市民税・県民税を差引きしない人

所得税を源泉徴収する義務のある事業所等は、地方税法及び市税条例の規定により、原則、住民税の特別徴収が義務付けられています。特別徴収できない適正な理由がなく、事業所や本人の希望により普通徴収にすることはできません。

給与支払報告書(個人別明細書)は、仕切り紙で徴収区分を明確にして提出してください。区分が明確でない場合は、原則、特別徴収となります。

下記に該当する場合は、普通徴収にすることができます。

普通徴収への切替理由	人数
退職者(5月末までの退職予定者も含む)	
乙欄該当(他の事業主から主たる給与の支払を受けている方)	
その他(毎月の給与の支払がない方など)	

- 特別徴収の対象とならない場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に「普通徴収」と記載し、この仕切り紙で普通徴収分に区分してください。
- 特別徴収の対象となる給与支払報告書(個人別明細書)が普通徴収分として提出された場合、地方税法に従って特別徴収に切替させていただきます。

